

Ⅳ キャリア教育・進路指導について

1 キャリア教育と進路指導との関係

「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義されている。（中央教育審議会「今後のキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」）キャリア教育の意義として子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟に、かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育の推進が強く求められている。これらのことは、特別支援教育の対象幼児児童生徒も同様である。

次に「進路指導」とは、「生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒自ら将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的、継続的に指導・援助する過程をいう。」と定義されている。（「中学校、高等学校進路指導の手引」（文部科学省））「さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長する」については、「将来の生活における職業的自己実現に必要な能力や技能を育成する」としている。

キャリア教育・進路指導の実際には、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態に応じたきめ細かな指導が必要であり、進路指導が単なる卒業時の就職や進学の指導・斡旋に終わらないように十分な配慮が必要である。更に、卒業後のケアまでも包括した指導が求められる。

また、これは学校等の教育活動全体を通して行われるものであり、幼児期段階からキャリア教育の視点を踏まえた適切な教育活動の積み重ねが大切であることに十分留意しなければならない。

2 キャリア教育で育成する力

キャリア教育で育成する力は、中央教育審議会が提示している「分野や職種にかかわらず、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力」すなわち「基礎的・汎用的能力」である。この「基礎的・汎用的能力」の育成を主軸とし、体系的なキャリア教育を通して、一人一人の幼児児童生徒が、勤労観・職業観をはじめとする価値観を形成・確立できるように働きかけていくことが大切である。

「基礎的・汎用的能力」の具体的な4つの能力は以下のとおりである。

(1) 人間関係形成・社会形成能力

「人間関係形成・社会形成能力」は、多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成できる力である。

(2) 自己理解・自己管理能力

「自己理解・自己管理能力」は、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力である。

(3) 課題対応能力

「課題対応能力」は、仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力である。

(4) キャリアプランニング能力

「キャリアプランニング能力」は、「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力である。

これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けることができるようになるかは、学校や地域の特色、幼児児童生徒の発達の段階によって異なる。各学校においては、この4つの能力を参考にしつつ、それぞれの課題を踏まえて具体的な能力を設定し、工夫された教育を通じて達成することが望まれる。

また、障害のある幼児児童生徒のキャリア教育を充実させるためには、自立活動で養う力（障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善するために必要な知識、技能、態度及び習慣）とキャリア教育で育成する力との関係を踏まえ、相互の関連を図りながら効果的に指導を進める必要がある。

3 千葉県におけるキャリア教育の取組

第3次千葉県特別支援推進基本計画の重点項目「IV卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実」の主な施策1「自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実」では次のように示されている。

幼児児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。

具体的な取組として以下の4点が挙げられている。

- ①系統的なキャリア教育の推進
 - ②キャリア・パスポートを活用した取組の推進
 - ③進路指導及び職業教育に関する教員の指導力の向上
 - ④職業教育を充実させるための委嘱講師の活用
- ※キャリア・パスポートについて

<目的>

小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの。教師にとっては、その記述をもとに対話的にかわることによって、児童生徒の成長を促し系統的な指導をするもの。

特別支援学校及び特別支援学級においても、「キャリア・パスポート」の活用に取り組む必要がある。しかし、障害の状態や特性等により、児童生徒自らが活動を記録することが困難な場合などにおいては、「キャリア・パスポート」の目的に迫る観点から、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容を個別的教育支援計画や個別の指導計画に記載することをもって「キャリア・パスポート」の活用に代えることも可能としている。したがって、個別的教育支援計画や個別の指導計画が作成されていることのみをもって、「キャリア・パスポート」の活用に代えるということではなく、あくまでも、その内容が「キャリア・パスポート」の目的に沿っているかどうかを留意する。

また、主な施策2「生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実」具体的な取組②「社会参加・職業自立に向けたキャリア教育の推進」では、清掃検定、パソコン入力検定、接客サービス検定の取組を小学部段階から取り入れて系統的なキャリア教育に結びつけるということも示されている。

4 進路指導の活動領域と内容

キャリア教育と進路指導については、学習指導要領では以下のように記載されている。

○小学校（中学校及び高等学校）学習指導要領第1章総則より抜粋

第4 児童（生徒）の発達の支援 1 生徒の発達を支える指導の充実

- (3) 児童（生徒）が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。（以下、中学校）その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。（高等学校）その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

○小学校 学習指導要領「第6章」、中学校及び高等学校学習指導要領「第5章」 特別活動より抜粋

第2 各活動・学校行事の目標及び内容 2 内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

小学校	中学校	高等学校
ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成	ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用	ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義と理解
イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解	イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成	イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用	ウ <u>主体的な進路の選択</u> と将来設計	ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
		エ <u>主体的な進路の選択決定</u> と将来設計

上記のように、小学校にも「一人一人のキャリア形成と自己実現」が設けられ、内容が整理された。キャリア教育の本来の役割を改めて明確にするためにも、小学校段階から特別活動の中にキャリア教育の視点を取り入れていくことは重要である。中学校、高等学校においては、特別活動の学級活動、ホームルーム活動に「進路」という内容が示された。以下は中学校段階の特別支援教育における進路指導の活動内容である。

(1) 自己理解を深める活動

自己理解とは、生徒が将来の進路との関係において自分自身を正しく理解する活動である。教員は、個々の生徒の障害の状態や能力・適性等を把握し、生徒の自己理解を支援することが大切である。

進路指導における個人情報とは、教員の生徒理解と生徒の自己理解に必要な諸事実の資料である。

＜収集する内容＞

・興味	・関心	・意欲	・適性	・性格	・学力	・社会生活能力	・対人関係調整能力	・職業適性検査の結果
・特技	・職業(就労)意識	・進路希望	・家庭環境	・健康や体力	・運動能力	・作業能力	等々	

(2) 進路情報の活用

進路情報の活用とは、就労や進学等に関する新しい情報を生徒に与え、それを個々が活用する活動である。

＜進路情報の種別＞

- ① 直接的情報：職場見学（体験）や進学先の学校参観（一日体験入学）
- ② 間接的情報：各種の就労先や進学先が分かる資料、就労者や進学者からの経験に基づいた話題としての情報、進路情報は、それだけが単独の活動としてあるだけでなく、啓発的経験やその他の進路に関する学習等の様々な機会を通して、与えることができる。

なお、進路情報や啓発的経験においては、事業所や学校、施設等を積極的に活用することが有効である。

(3) 進路相談(キャリア・カウンセリング) ～自己を理解し、進路への関心を高める活動～

進路相談とは、相談を通じて自己の理解を深め、進路への関心を高め、将来に向けた人生の方向を考える態度、能力を育て、自己実現に向けて、生徒の発達を支援する活動である。個々の発達を促すためには、先生方が「語る」、生徒に「語らせる」、生徒たちに「語り合わせる」ことで自ら気づき、主体的に考えることができるようになることが大切である。進路相談の形態には、次のようなものが考えられる。

- ① 定期相談・・・学年当初や学期、学年末、その他の計画した時期等に、生徒全員を対象に行う相談
- ② 呼び出し相談・・・教師が生徒を呼び出して行う相談
- ③ 自発的相談・・・生徒が自発的に教員のところに来て行う相談
- ④ チャンス相談・・・担任が、日常、生徒に接する機会を利用して、自由でしかも自然な形で行う相談

生徒の進路相談は、より個に応じた進路の選択が大切となる。従って、その進め方や対応に多様な方法や工夫が必要となる。進路相談の実際には、適切な機会を捉えて、きめ細かなそして家族を含めた中での相談が大切であり、継続的な指導が欠かせない。

(4) 職業や進学等に関する経験を得させる活動 ～啓発的経験～

啓発的経験とは、生徒が体験を通して、自己の能力・適性及び興味・関心・意欲等を理解し、具体的・实际的に進路に関する情報を得る活動である。

- ① 職場見学・施設見学
- ② 学校見学（高等学校、各種学校、専修学校等）
- ③ 職場体験学習
- ④ 産業現場等における実習（事業所、施設、作業所等）
- ⑤ 進学希望先の学校での体験入学（高等学校、各種学校、専修学校等）

(5) 就職や進学等、進路を選択する活動 ～進路選択～

進路選択とは、進路先の状況や生徒の実態から、より適切な選択ができるよう指導・支援をする活動である。

- ① 就職に関する支援
- ② 進学に関する支援
- ③ 施設等への入所・通所に関する支援
- ④ 在宅に関する支援

(6) 卒業後のケアに関する活動 ～追指導～

追指導とは、個々の生徒が卒業後の進路先によりよく適応し、自立的な生活ができるよう、卒業後も一定の期間、継続して指導・支援を目的として取り組む活動である。あわせて、生涯学習の視点から、卒業後も趣味や余暇を生かして生活できるような支援を学校や職場、地域社会が連携して取り組むことになる。

<追指導の内容>

- | | | |
|----------------|-----------------|----------------|
| ・はがきや手紙などによる交信 | ・施設や職場、家庭への連絡 | ・同窓会やクラス会等への参加 |
| ・地域サークルへの参加 | ・地域社会の各種行事等への参加 | ・進学先との連携 |

5 進路指導の進め方

(1) 計画的な進路指導の展開

進路指導は、特別活動である学級活動を中核にして学校の教育活動全体を通じて行うと共に、各学年にわたって発達段階に応じ、計画的、組織的、継続的に進めることが必要である。

- ① 特別支援学級は、単一学年だけでなく複数の学年が在籍することが多いため、進路情報や啓発的経験等を中心とした学級としての計画と、生徒個人を対象とした計画の二つの観点から、進路指導計画を作成する必要がある。

ア 学級の進路指導計画

- ・前項3「進路指導の活動領域と内容」を参考にし、特別活動を要としてどの内容をどの領域や教科等で扱っていくかを具体的にしながら、教育課程に位置付ける。
- ・見学や体験等は、学校全体のキャリア教育の活動と関連付けて計画する。
- ・定期的な進路相談を計画に位置付けるようにする。公共職業安定所（ハローワーク）や福祉事務所（福祉課、障害者支援課等）と連携し、生徒や保護者と共に計画する。
- ・産業現場等における実習は、生徒の実態を考慮し適切な学年から行うようにする。卒業学年では個別の実習も考慮する。
- ・特別支援学級の進路指導を学校の進路指導に明確に位置付け、学校として取り組んでいくようにする。

イ 個人を対象とした進路指導計画

- ・生徒の学年、障害の状況等、進路への意識・理解を踏まえて、卒業後を見通した指導計画を作成し、それぞれの学習における個別のねらいを明確にする。
 - ・生徒の作業能力、職業適性の把握は、学校における学習活動だけでなく、障害者職業センター等の活用も含めて計画する。
 - ・進路相談は、生徒の実態や希望を踏まえ、学級担任だけではなく、学校の進路指導担当や公共職業安定所、福祉事業所等と連携して行うようにする。
 - ・卒業学年の場合は、進路選択の際、個別の対応ができるよう柔軟な計画を作成する必要がある。
- ② 生徒一人一人が適切な進路を選択し、卒業後も豊かな生活を送ることができるようにするためには、特別活動を要とした進路に関する直接的な学習だけではなく、教育活動全体を通して自立的な力や働く力等を育てていかなければならない。そのためには、カリキュラムマネジメントの視点をもち、総合的な学習の時間、又は知的障害特別支援学校における教科等合わせた指導（作業学習や生活単元学習）を取り入れた教科横断的な教育課程編成の工夫が必要である。そして、働くことへの関心や理解が深まるよう、学校のキャリア教育の取組と併せて効果的な学習や経験ができるように配慮する。また、自立活動の時間における指導や学校生活全体での指導を通して、生活習慣、体力や運動能力、自主性や主体性、コミュニケーション能力、課題場面に対応できる自己決定力や判断力等を育成するよう努めることが大切である。

(2) 「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」による指導の展開

一人一人に応じた適切な進路指導を進めるためには、生徒の理解と支援が必要である。そのためにも、「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成を行い、有効に活用していくようにする。（両計画については第2章 IVの内容を参照）

特別支援学校では、これらの他に、学校在籍時（高等部3年）から卒業後の支援に向けて「個別の移行支援計画」が作成されているので、参考にするとよい。特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を担っており、進路に関する情報を含め、福祉機関や医療機関等の地域における多様なニーズに組織的に対応しているので、積極的に連携するとよい。

また、各地域において進みつつある特別支援連携協議会の設置や福祉・就労支援のネットワークづくりの状況を把握し、連携や活用を図るようにする。

(3) 進路指導を進める上でのポイント

進路指導を進める上での主なポイントは以下のとおりである。これらを踏まえて計画的な進路指導を進めるようにしたい。

- ① 保護者との共通理解、連携に基づく指導
- ② 卒業後を見通した進路指導計画の作成
- ③ 学校の進路指導担当と連携した指導
- ④ 学校全体の進路指導・キャリア教育計画への位置付けと連携
- ⑤ 特別支援教育の校内委員会の活用と連携
- ⑥ 各専門機関や予想される進路先と連携した指導
- ⑦ 進路の支援に関する地域の情報収集と活用

なお、進路を決定するのは生徒自身であるが、保護者との連携も大切である。積極的な情報収集と日常的な保護者との連携を丁寧に行い、生徒の実態や指導の内容、家庭での関わり等について、共通理解と協力を得られるように努めるようにする。

6 進路指導の実際

(1) 進学先への見学、教育相談、職場見学、施設見学

進学先を決める際には、学校等へ実際に見学に行くことで学校生活の様子を肌で感じ、進学後の生活をイメージしやすくなる。また、教員や先輩の話を見聞きすることで、進路について具体的に考えることができる。そして、進学先での教育相談を通し、本人や保護者が十分に納得して進学を決めることが大事である。

職場見学、施設等の見学は、働く人々と共に生活する人々の様子を見て、仕事の厳しさ、生活する喜びや楽しさを知る機会として、また就労への動機付けの機会として重要である。実施に当たっては、一人一人の実態に応じその目的を明確にし、事前・事後の指導を十分に行うことが大切である。単なる校外学習的な活動ではなく、進路指導の一環として職場や施設等の見学をし、その後の進路指導に役立てる学習として位置付けることが大切である。

(2) 進路に関する情報収集と保護者への情報提供

学習上又は生活上の困難を抱えている児童生徒の進路指導を行う場合、連続する学びの場の選択肢や高等学校卒業時の選択肢を理解し、情報を収集することが必要である。特に特別支援学級に在籍している児童生徒については、小学校段階から保護者と進路について話題にすることが大切である。例えば、療育手帳の取得状況によっては卒業後の生活に関する選択肢は異なることが想定される。特別支援学級から特別支援学校に進学した場合には、実態に応じて卒業後の就労を目指したり、就労移行支援を利用してから就労したり、障害福祉サービスを利用したりすることができる。特別支援学級から高等学校に入学をする状況が多く見られるが、高等学校卒業後の生活について具体的なイメージを本人及び保護者と実態を踏まえた上で事前に検討することが大切である。

(3) 産業現場等における実習や職場体験学習

産業現場等における実習のねらいは、現実の職場や作業所等がどのようなものであるかを実際の体験を通して理解すると共に、自分の知識、技能及び態度がどの程度適応できるかを再評価して、進路選択の一助にすることである。

なお、小・中学校では通常の学級で職場体験学習等を実施している場合が多いので、それらを活用して進路への理解を深めたり経験を積んだりする機会を得るようにしたい。

＜産業現場等における実習の実施に当たって＞

- ① 教育活動の一環としての意義を大事にし、働くことそのものが目的ではないことに留意すること。
- ② 実習先の選択では、教育的配慮され、安全対策が十分になされていることに留意すること。
- ③ 事業主等をはじめとした従業員の方々が障害者への理解があり、働きやすい環境が用意されていること。
- ④ 教育課程編成に際し、産業現場等における実習を年間指導計画に位置付け、計画的・意図的に実施すること。
- ⑤ 実習先をはじめ、当該教育委員会や公共職業安定所等、関係機関と十分に連携を図ること。
- ⑥ 産業現場等における実習に必要な書類や様式については、資料編を参照すること。

(4) 就職に関する支援

就職には、一般の事業所に就職する場合（一般就労）と、福祉施設等で作業に関わる場合（福祉就労）がある。就職は公共職業安定所や福祉事務所の関係機関、保護者と連絡を密にし、生徒の適性に応じた配慮をすることが望ましい。

障害者職業センターや障害者就業支援キャリアセンター等の職業相談や職業評価では、生徒の就職に向けての課題や職業適性等について把握することができるので活用を検討したい。

① より良い就職の場の選択条件

就職先の選択にあたっては、雇用主や事業所の方々が障害者に理解を示していること、生徒の能力に適した仕事であることが重要である。

② 就職に向けた連携・支援機関等

ア 公共職業安定所（ハローワーク）（所在地、連絡先等は資料編を参照）

就職希望者については、公共職業安定所との職業相談等を行い、あらかじめ担当者と面接をしておくとその後の連携がとりやすくなる。事業所での実習では、公共職業安定所との連携は欠かすことができない。

イ 千葉県障害者職業センター（所在地、連絡先等は資料編を参照）

・職業相談 ・職業評価 ・就業準備支援 ・職場指導員（ジョブコーチ）による支援

ウ 千葉県障害者就業・生活支援センター（所在地、連絡先等は資料編を参照）

障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面と生活面の支援を一体的に行っている。公共職業安定所、地域障害者就業支援キャリアセンター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等と連携しながら、障害のある方の就労及びそれに伴う生活に関する指導、助言、職業準備訓練の相談を行っている。

エ 中核地域生活支援センター（所在地、連絡先等は資料編を参照）

子供、障害者、高齢者等誰もが暮らしやすい地域社会を実現するために、多様な相談を受け付けている。包括的な相談支援、関係機関とのコーディネート、権利擁護、市町村との連携等を行っている。健康福祉センターの所管区域ごとに設置されている。

オ ちば地域若者サポートステーション（所在地、連絡先等は資料編を参照）

働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者とその家族を対象に、キャリアカウンセラー、臨床心理士等による個別相談、就労に必要な力をつけるためのグループプログラム、職業理解を深めるための職業人講話、企業見学等を行っている。

カ 市町村の商工課、地域のライオンズクラブやロータリークラブ、商工会議所、職親の会等 ※職場情報の収集

③ 事業主に対する助成など

障害者を雇用した事業主等には、賃金の助成、施設・設備の助成、職場適応に関して、雇用した障害者の障害程度や雇用者数、事業所の規模等によりいくつかの助成等がある。しかし、これらの助成の適用については、担任の判断で事業主と協議するのではなく、公共職業安定所に相談し、判断に従うようにする。

また、市町村単独の障害者支援制度により、雇用事業所への助成や障害者本人への助成をしている場合もあるので、地域の福祉課や商工課などから情報を収集し、就職に向けて有効活用するようにしたい。

(5) 進学に関する支援

進学に関する支援を行う際は、適切な進路指導を行いながら将来の自立した生活を見通した中で、保護者や関係者との十分な共通理解を図ることが大切である。

進学先については、各学校の進路指導担当や関係諸機関と連絡を密にする。特に応募期間、必要提出書類、受験日等の期日や内容に細かな配慮が必要である。

① 特別支援学校高等部（詳細は千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項を参照）

ア 千葉県県立特別支援学校高等部普通科（千葉盲学校及び千葉聾学校の他、知的障害者（職業コースを除く）、肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校）

イ 高等部普通科（職業コース）（5校）及び高等部専門学科（知的障害者対象）（4校）

ウ 高等部専門学科（千葉盲学校及び千葉聾学校）

希望する学校によっては、事前に教育相談の実施が必要。また、寄宿舎併設校（7校）、学区やスクールバスの運行等、学校によって様々である。

② 公立・私立の高等学校（詳細は千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項を参照）

進学に関わる教育課程への配慮や将来の生活について保護者と十分に話し合い、適切な進学先を選択することが重要である。進学に当たっては、「千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び各私立高等学校入試要項等を参照。

「千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」には、障害のある生徒の受検に際して、障害があることにより不利益な取扱いをすることがないように留意するため、「受検に係る特別配慮申請書」による申請や、「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」の説明を行うための「自己申告書」の提出についての規定があるので留意が必要である。

③ 千葉県立障害者テクノスクール(詳細は入校案内を参照)

所在地 千葉市緑区大金沢町470 TEL 043-291-7744

対象は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者、および指定医や公的機関等で障害者と判断・判定された方であり、1年コースと6か月コースがある。1年コースでは、生産、流通等の各種作業訓練を通して、基礎的技能の習得とともに、職業人として必要な社会適応能力の養成を目指している。6か月コースでは、個々の特性に応じた訓練内容を設定し、校内訓練及び各種サービス業での職場実習を通して職場規律、作業習慣等の習得を目指している。

④ 千葉県立船橋テクノスクール(詳細は入校案内を参照)

所在地 船橋市高瀬町31-7 TEL 047-433-2790

システム設計科においては、日常生活に他人の介護を必要としない方であり、自力で通学可能な下肢などに障害のある方の入校受け入れをしている。

⑤ 千葉県立我孫子テクノスクール(詳細は入校案内を参照)

所在地 我孫子市久寺家682-1 TEL 04-7184-6411

事務実務科においては、知的障害のある方で、就業の意志を有し、職業訓練に耐えることができる方、自力通校が可能な方の入校受け入れをしている。

⑥ 各種学校、専修学校等

各種学校、専修学校は、修業年限が1年以上で入学資格に限定がないものと、中学校卒業以上、高等学校卒業以上の入学資格を要するものがある。専修学校は、教育ジャンルによって工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養の8つの分野がある。学校の選択では、生徒の障害の状態に応じた適切な進路選択に配慮することが大切である。

(6) 福祉サービス(施設等への入所、通所に関する支援)

福祉サービスについては、生活介護、共同生活援助(グループホーム)、自立訓練、福祉作業所、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、地域活動支援センター、短期入所、施設入所支援等がある。生徒の生活の安定や自己実現に向け、利用目的に沿ってサービスの選択ができるように支援することが大切である。

(7) 卒業後の支援

① 一般就労の場合

就職後の支援は、職場適応に関すること、雇用条件に関すること、離職や再就職に関すること等がある。必要となる支援の内容により、公共職業安定所、地域の障害者就業・生活支援センター、中核地域生活支援センター、市町村の福祉事務所等と連携することが必要である。なお、就職後の支援には、前記(4)就職に関する支援の②に述べた機関を活用することができる。

② 進学や施設利用等の場合

進学先や施設等には、入学や利用等の前に、先方の担当者へ生徒の指導に関しての十分な情報提供や支援上の留意点等を丁寧に伝えておくようにする。また、卒業後の連携の方法についても確認しておくようにする。

<参考・引用文献>

- 1) 知的障害の確かな就労を実現するための指導内容・方法に関する研究 (国立特別支援教育総合研究所) 平成20年
- 2) 社会自立支援マニュアルQ&A～小学部段階から～(千葉県特別支援学校長会編) 平成22年
- 3) 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申) 平成23年
- 4) 中学校キャリア教育の手引き(文部科学省) 平成23年5月
- 5) 高等学校キャリア教育の手引き(文部科学省) 平成23年11月
- 6) ～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～すべての教員に求められる特別な教育的支援Q&A(千葉県教育委員会) 平成25年
- 7) 「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える!キャリア教育(国立教育施策研究所) 平成28年
- 8) 小学校学習指導要領 中学校学習指導要領(文部科学省) 平成29年7月
- 9) 高等学校学習指導要領(文部科学省) 平成30年3月
- 10) キャリア・パスポートに関するQ&Aについて(文部科学省) 令和4年
- 11) 小学校キャリア教育の手引き(文部科学省) 令和4年3月